

## ■取引先と酷似した名称の業者からの勧誘に気をつけて

ある日、取引している広告代理店名と酷似した名称の会社から、「確認書」というものがfaxで送られてきた。

ちょうど広告を依頼した直後のことだったので、すっかりいつもの広告代理店からのものと勘違いしてしまった。しかし、「確認書」という書類はこれまで送られてきたことがなかったので、「確認書」に書かれてあった電話番号に問い合わせた。

すると「急に必要になったのだ」ということだったので、急いで署名をして送り返したところ、実はそれが広告掲載の契約書になっていた。

書面に署名、押印する必要がある場合は、その内容、相手先の会社名等を十分に確認しましょう。いつもと違うと感じた時は、相手の連絡先がいつも架けている電話番号かどうかを確認するようにしてください。

### 消費者の方からの相談窓口

東北経済産業局 消費者相談室 電話番号 022-261-3011

受付時間 10時～12時、13時～16時

### 事業者の方からの相談窓口

東北経済産業局 中小企業課 電話番号 022-221-4922